

令和4年度 PET（陽電子放射断層撮影）検査利用申込みについて

（受診期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1 助成対象者

令和4年度において、30歳以上の組合員と35歳以上の任意継続組合員及び被扶養配偶者が助成対象です。

なお、同一年度において、PET検査と人間ドック両方の助成は受けられません。

2 助成金額

52,000円

3 PET検査実施機関一覧

検査実施機関	検査料金(税込み)	電話番号	検査実施曜日
栃木県済生会宇都宮病院	111,650円	028-643-4441	月～金（全て午後）
宇都宮セントラルクリニック	97,900円	028-657-7302	月・水～土
国際医療福祉大学病院	93,500円	0287-38-2751	月～土（土は第2・4）

※ 検査料金等は令和3年10月1日現在になりますので、変更となる場合があります。

4 申込期限

記入例を参照のうえ「令和4年度PET検査利用申請書」に必要事項を記入し、各所属所の提出期限までに共済組合事務担当課に提出してください。

期限後は、令和4年2月1日（火）から追加受付を行いますので、この日以降に検査機関へ直接予約をしたうえで、共済事務担当課に申請書を提出してください。

※ 申請書の提出がない場合は助成できませんので、予約後はすみやかに提出をお願いします。

5 利用承認書の交付

後日「PET検査利用承認書」を交付しますので、大切に保管し、検査当日に検査機関へ提出してください。併せて組合員証（組合員被扶養者証）の提示をお願いします。

なお、窓口支払額は、当組合の助成金額控除後の額となります。

※ 利用承認書を紛失した場合は、早めに共済事務担当課へ申し出てください。

6 検査日の変更・取消し等 ※検査日直前のキャンセルは、キャンセル料が発生することがあります。

(1) 利用承認書の交付後に検査日を変更する場合は、検査機関と直接調整してください。利用承認書は受診者自身で訂正してください。

(2) 検査機関を変更する場合は、変更前の検査機関へ取消連絡と新たな検査機関に直接予約を行ってから、変更前の利用承認書と変更後の利用申請書を共済事務担当課へ提出してください。

(3) 利用を取消する場合、または組合員、任意継続組合員及び被扶養配偶者の資格を喪失した場合は、検査機関に直接連絡してから、利用承認書を共済事務担当課へ返却してください。

なお、資格喪失日以降に受診し助成を受けた場合は、後日返還請求を行います。

(4) 検査希望年月日を基に検査機関が検査日を指定しますので、指定された検査日に受診できないときは、早めに検査機関と直接調整を行ってください。

7 PET検査における諸注意

- (1) PET検査は、ブドウ糖に近い成分の検査薬を体内に注射するため、当日の血糖値の数値などによっては、検査が行えないことがあります。その場合、キャンセル料は発生しません。
- (2) 各検査機関で行うPET検査は、PET検査とCT検査をあわせて行う「PET/CT検査」となるため、その分被曝量が多くなりますが、健康上問題とはならない量とされています。

8 健康診断等の受診について

PET検査は、労働安全衛生法上の法定項目及び特定健康診査の検査項目を満たしていません。

<組合員>

別途職場の健康診断を受診してください。

<40歳～74歳の被扶養配偶者、任意継続組合員及び任意継続組合員被扶養配偶者>

特定健康診査が必要となりますので、別途住民健診または個別健診を受診してください。

「特定健康診査受診券」は5月末に自宅へ送付します。

9 個人情報について

申請書に記載された個人情報は、受付事務処理のために検査機関へ提供しますが、当該事由以外の目的には使用しません。

